

専門家グループ会合（爬虫類・両生類） 議論の概要

1. 特定外来生物の指定について

- 緊急性が高いもの、現時点で利用が少なく被害の未然防止効果が高いものという視点から、原案の 6 種を指定することに異議なし。
- これら 6 種の中で、ハナガメは台湾や中国から多数の養殖個体が輸入されている状況。ペット市場の動向を考慮し、ハナガメが交雑することにより生じた生物についても同時に指定すべき。

2. 指定後の措置について

- 国内で飼育されている種については、指定後にいかにして遺棄を防ぎ、飼養等許可申請率を高めるかが課題。
- ハナガメは、これらの中では飼養数が多い。また、カミツキガメとは異なり、「特別な動物を飼っている」との意識を持たずに飼育している人が多いと推察。指定が、一般家庭でどのように受け止められるのかを考え、丁寧に対応すべき。具体的には、次の事項が重要。

<周知及びその方法>

特定外来生物への指定後も、申請すれば合法的に飼い続けられることを伝える。

また、周知の方法について工夫が必要。例えば、Web による周知を分かりやすくする。また、早い段階から、ペットショップ等への掲示や子供新聞への掲載などの周知を行う等。

<飼養等許可申請の手続>

飼育者の視点に立ち、申請の負担が小さくなるよう、できる限り簡素化する。

<個体の引取り>

個体を手放すことが選択できる体制について検討する。

- スウィンホーキノボリトカゲについては、現在は定着初期段階で分布域が限定されているので、早期対策、早期根絶の好例とすべき。
- （他の分類群を含めて、）DNA 鑑定を安価に正確に実施できる体制を作り、交雑個体を簡易に識別できるようにすることが必要。

3. その他

- 今回のハナガメ以外にも、大きな外来種問題を引き起こしているアカミミガメ、クサガメについても、今後対応の検討を進めることが必要。

専門家グループ会合（魚類） 議論の概要

1. 特定外来生物の指定について

- 緊急性が高いもの、現時点で利用が少なく被害の未然防止効果が高いものという視点から、原案の 12 種類（パイク科とガー科については交雑種を含む。）を指定することに意義なし。
- ガー科については、現在の飼養等の状況から、いきなり指定するのは遺棄のリスクが大きい。猶予を持たせて業界と協力をしながら啓発していくのが現実的であり、今後の魚類の外来種問題の解決にも重要。従って、2 年程度の周知期間をとることが妥当と考える。

2. 指定後の措置について

- 「種類名証明書の添付が必要な生物」の指定にあたっては、類似種との見分けできないものがないかを、他の属についてもよく検討すること。
- 被害の未然防止の観点が重要。今回の候補には温帯性の観賞魚が遺棄されて定着したものが含まれているおり、本来は、定着のおそれのある流通しているこのような種については、野外での確認事例を待たずとも、指定について検討すべき。また、コウライギギは既に霞ヶ浦周辺では減少してきているが、特に同属の希少種が存在する西日本への侵入を防ぐことが必要。
- カミツキガメが指定された際に野外で多数発見されたという例もある。遺棄対策について検討すべき。
- （魚類はさほどでもないと考えられるが）飼育許可については、あまり許可申請の敷居が高くなりすぎないように検討が必要。観賞魚愛好家の方に話を聞くなどして、一般の飼育者が可能な方法を探るべき。

3. その他

- 現在の生態系被害防止外来種リスト未掲載種で多数流通している種もある。そのような種について、リスクの高い種が同属にいればリストアップするなど、生態系被害防止外来種リストの更新も重要。

専門家グループ会合（植物） 議論の概要

1. 特定外来生物の指定について

- 緊急性が高いもの、現時点で利用が少なく被害の未然防止効果が高いものという視点から、原案の4種類を指定することに意義なし。
- アメリカハマグルマ（緊急対策外来種）等、リスト掲載種のうち、今回、特定外来生物への指定を行わないものは、今後も状況を踏まえつつ引き続き検討する。
- 特定のグループで被害を及ぼす外来植物としてはイネ科とキク科が挙げられた研究例がある。キク科のツルヒヨドリも対象として挙がっていることから、主な検討対象は、水草、イネ科、キク科とすべき。

2. 指定後の措置について

- 特定外来生物の指定候補とするナガエモウセンゴケやエフクレタヌキモについては、一定の利用者があると考えられる。また、食虫植物は意図的に持ち込まれて問題になっている。指定をきっかけとして野外に放出されることを抑制するため、手続き等について、丁寧に伝えることが必要。
- また、今回指定をする方向で検討する植物以外についても、野外に持ち込まないよう愛好家などへの普及啓発が重要。

3. その他

- 「生態系被害防止外来種リスト」掲載種について、一般の人にはリストを見ただけでは良く解らないので、それぞれの種が問題となっている場所、分類、防除などに関する情報（個票）を早めに提示することが重要。
- 特定の地域だけにまん延している種類もあるため、国レベルだけでなく、県や市町村における外来種のリストの作成、保全すべき生態系及び地域の提示など、地域レベルでの対応も必要。
- 生態系への被害を重視しているが、必要に応じて農業に被害を及ぼす外来種の指定についても検討して良いのではないか。